

2021年10月

サトーグループにおける新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。さらに、事態収束に向けて最前線で奮闘されている医療従事者および公共機関などの皆さまに深く敬意を表します。

サトーグループでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、従業員ならびにそのご家族やお取引先の皆さま等の安全確保の観点から、以下の対応を実施しています。

基本方針

下記の「サトーグループ・感染予防の三本柱」を行動指針とし、従業員ならびに家族、お取引先の皆さま等の健康と安全を第一に考え、感染しない・感染させないための行動を全ての従業員が順守します。

- ①体調不調時はもちろん、疑わしくは入社しない・させないことを徹底
- ②終日マスクを着用および社員同士の飲食は禁止を徹底
- ③定期的な共用部の消毒およびこまめな手指消毒、ならびに顔を触らないことを徹底

感染予防および感染拡大リスク低減のための主な対応

(1) 在宅勤務の強力な推進

- ・対面での打合せ、不要不急の来客受け入れは極力控え、電話・Web会議システム等、代替手段の利用を徹底
- ・社内システムにアクセスが可能なPC、外線・内線受電可能なスマートフォンを従業員に貸与
- ・社内規程^{*}の新設

^{*}緊急事態宣言発令等の非常時に従業員へ速やかに在宅勤務を命じること等を規定(2020年7月新設)

- ・営業、生産、開発等の各職場の特性を踏まえ、在宅勤務率目標を設定

(2) 出勤時の注意事項

- ・出勤前の検温の徹底。37度以上または体調が優れない者は自宅待機
- ・従業員本人または同居する家族に感染・濃厚接触が確認された場合は自宅待機
- ・時差通勤、フレックスタイム制の活用
- ・ローテーション勤務の徹底
- ・終日マスク着用の義務付け

- ・こまめな手指消毒ならびに顔を触らないことを徹底
- ・「3つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保

(3) 飲食について

- ・社員同士の飲食は、事務所内外、昼食・夕食ともに禁止
- ・会食は昼食・夕食ともに禁止
- ・同居する家族以外の方との飲食は自粛

(4) オフィスにおける主な対策

- ・来訪者への入館時の検温（非接触体温計）
- ・各オフィスの換気状況を考慮し、必要箇所へ空気清浄機を設置
- ・受付、執務スペース、会議室等にアクリル板の設置
- ・定期的な共用部の清掃・消毒および執務席・会議室・複合機等共用物の消毒

(5) 出張、イベントの取り扱い

- ・緊急事態宣言が発令中の地域においては、県をまたぐ出張を原則禁止。当該地域では、プライベートにおいても、会食・旅行等は控えるよう要請
- ・海外出張は原則禁止
- ・当社主催の展示会・セミナー等のイベントは、担当執行役員が認めた場合以外は原則自粛、もしくはオンライン開催へ切り替え
- ・他社主催の展示会・セミナー等への来場は部門長が承認した場合のみ可
- ・外部との懇親会・パーティー等の飲食を伴うイベントは、主催・参加ともに禁止

(6) お客さま訪問時の対策

- ・ご要請に基づき訪問
(電話・Web 会議システム等、代替手段の利用を徹底し積極的な訪問は自粛)
- ・ご訪問前には検温の徹底と一定期間の体温記録のご提示。当日 37 度以上または体調が優れない者は訪問禁止
- ・終日マスク着用の義務付け
- ・こまめな手指消毒ならびに顔を触らないことを徹底
- ・「3つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保
- ・お客さまのご要望に応じ、PCR 検査、抗原検査を実施の上訪問

(7) その他の対策

- ・会社貸与スマートフォンへの新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）インストールの義務化ならびに私用のスマートフォンについても同アプリインストール

の推奨

- ・ワクチン接種希望者に対する最大4日間のワクチン接種特別休暇の付与
※サトーグループではワクチン接種は予防接種法で「努力義務」の規定があることからハラスメントにも留意し、従業員への接種を強要することは一切いたしません。希望者には安心して接種できるよう特別休暇を付与しています。
- ・ワクチン接種希望者に対する優良情報「こびナビ」等の共有

従業員・同居家族の罹患および濃厚接触者となった際の対応

- ・直ちに所管の保健所の指導の下、濃厚接触者や健康観察対応者の特定、感染者の行動履歴の調査を実施。加えて、建屋の消毒、当該事業所の一時閉鎖の可否の検討を行う。
- ・「従業員および同居家族の健康状態に応じた就業可否・復職基準」（2020年5月初版、以降改訂）を統括産業医の助言に基づき策定。体調不良時ならびに罹患時の会社への報告ルール、出社不可等の従業員が取るべき行動を規定
- ・自宅療養者向け生活支援等、必要な対応の検討（特に独居従業員、または従業員を含む同居家族全員罹患の場合）
- ・罹患中および回復後の従業員に対して、健康相談室（保健師・産業医による対応）の活用呼びかけ

お問い合わせ体制

お客さま、お取引先様からのお問い合わせは、引き続きサトーグループ各社の各担当部門・担当者の連絡先まで、または[当社ホームページ](#)へお問い合わせ下さい。

今後もサトーグループは、感染拡大の抑止と従業員ならびにご家族、お取引先の皆さま等の健康と安全を第一に考え、政府や地方自治体の方針も踏まえながら、追加の対応を検討・実施してまいります。関係者の皆さまに置かれましては、在宅勤務に伴い対応にお時間を要するなど、ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上